

審議した議案・請願とその結果

●市長提出議案

第76号	宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決
第77号	宇城市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
第78号	宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
第79号	宇城市不知火温泉ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決
第80号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	可決
第81号	市営住宅使用料滞納者への法的措置について	可決
第82号	宇城市市道路線の認定について	可決
第83号	上天草・宇城水道企業団の規約の一部変更について	可決
第84号	平成18年度宇城市一般会計補正予算（第3号）	可決
第85号	平成18年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	可決
第86号	平成18年度宇城市老人保健特別会計補正予算（第1号）	可決
第87号	平成18年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）	可決
第88号	平成18年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）	可決
第89号	平成18年度宇城市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	可決
第90号	平成18年度宇城市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	可決
第91号	平成18年度宇城市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	可決
第92号	平成18年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）	可決
第93号	平成18年度国民健康保険宇城市民病院事業会計補正予算（第1号）	可決
第94号	工事請負契約の締結について （統合三角小学校建設事業（校舎・プール）建設工事）	可決

●認定

第1号	平成17年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
第2号	平成17年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
第3号	平成17年度宇城市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
第4号	平成17年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
第5号	平成17年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
第6号	平成17年度宇城市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
第7号	平成17年度宇城市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
第8号	平成17年度宇城市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
第9号	平成17年度宇城市水道事業会計決算の認定について	継続審査
第10号	平成17年度国民健康保険宇城市民病院事業会計決算の認定について	継続審査

●専決処分の報告

第8号	専決処分の報告及び承認を求めることについて （平成18年度宇城市一般会計補正予算 専決第1号）	承認
第9号	専決処分の報告及び承認を求めることについて （平成18年度宇城市一般会計補正予算 専決第2号）	承認

●諮問

第4号	人権擁護委員候補者の推薦について〔林田勝次氏〕	「適任」と認め答申することに決定
-----	-------------------------	------------------

●議員提出議案

第11号	決算審査特別委員会の設置について	10人の委員で構成する特別委員会を設置・付託
第12号	非核・平和都市宣言に関する決議について	可決
第13号	道路整備の促進及び道路財源の確保に関する意見書の提出について	可決
第14号	議員派遣の件	可決

●陳情

第3号	建設反対要望書	継続審査
-----	---------	------

委員会報告

総務常任委員会

本委員会における審査の経過及び結果を報告する。

●平成18年度宇城市一般会計補正予算（第3号）について

「企画費、難視聴地区テレビ共同受信施設設置工事費の内容と、地上波デジタル放送との兼ね合いはどうなっているのか」との質疑に対し、「対象地区は豊野町の2地区51世帯であり、民放テレビの映りが悪く、これを解消するための事業である。現計画では5年後の地上波デジタル放送に対応できるように考えている」との答弁であった。

次に、「生活交通確保業務委託料については、地方バスに対する県補助金が廃止された後の対策か。



小川駅前から海東地区を結ぶバス

また、補助金廃止後は、県費を含め宇城市で負担することになるのか」との質疑に対し、「地方路線バスの県補助金一部廃止に伴う公共交通サービスの見直し事業であり、総事業費の2分の1、100万円を上限に県から助成される事業である。現在、生活路線バスの乗客減少に伴い、その赤字分を県とそれぞれが、宇城市が、補助している路線は29路線ある。県補助金が廃止されるとその分は宇城市が負担することになる。このようなことから、

めの費用である」との答弁であった。
なお、本委員会に付託された議案については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。

以上、本委員会の審査の経過と結果の報告とする。

建設経済常任委員会

委員会における審査の経過及び結果について報告する。

●市営住宅使用料滞納者への法的措置について

本件は、宇城市営住宅使用料滞納整理事務取扱要綱に則り、使用料滞納額が20万円を超える者、あるいは使用料の滞納が12ヶ月を超える者に対し、住宅明渡し及び滞納家賃支払いの処分を求める法的措置を講じるものである。

この審査の過程において、委員から「処分の相手方は、支払う能力があつて使用料を滞納しているのか、まったく支払う能力がないのか、その辺の把握はしているのか」との質疑があり、これに対する執行部の答弁は、「毎年、所得

収入調査を提出してもらい、収入の有無は把握している。その状況からみると、7割から8割の方は収入があるにもかかわらず滞納している」というものであった。

さらに、執行部から「昨年行つた法的措置の事例では、ほぼ8割方は和解に達したが、訴訟案件で裁判所へ不当に出頭しなかった者等、悪質な者については、強制執行しか道は残されていないと判断している。今のところは、引き続き滞納の督促を行っているが、強制執行をするかしないかについては、市長と協議して今後検討してまいりたい」との報告があった。
これに対し、委員から「調停から裁判という形で進んで、最後になつて強制執行をせずに済ませるならば、今後これが悪い例を引くのではないかと懸念される。市としては、強制執行まで順序を踏んで対応してもらいたい」との意見や、「市営住宅の建替計画があるが、住宅を建て替えても収入が入らなければ、市の財政を圧迫するだけになる。これからの課題として、先ず、どうすれば滞納者をなくすことができるかを考えて、金額が高めば徴収も難しくなるので、1ヶ月でも2ヶ月でも滞納したときにはすぐに徴収されたい」との意見が出された。